

# オンライン保税研修 (保税業務管理者編)



令和7年10月  
門司税関  
監視部保税地域監督官



- 1 自主管理と社内管理規定（CP）
- 2 保税地域における非違状況等
- 3 非違に係る処分規定と処分点数の算出事例
- 4 適正な貨物管理のために
- 5 本日のまとめ

- 1 自主管理と社内管理規定（CP）
- 2 保税地域における非違状況等
- 3 非違に係る処分規定と処分点数の算出事例
- 4 適正な貨物管理のために
- 5 本日のまとめ

# 1 自主管理と社内管理規定（CP）①

門司



保税

## 自主管理の基本的な考え方



○税関は倉主の皆様が関税関係法規のルールを遵守するという信頼感を持ち、保税地域内に搬出入される貨物及び蔵置される貨物の保税手続上の管理が倉主によって自主的かつ的確に行われることを期待しています。

○倉主の皆様は自己の責任を自覚し、ルールに従い、保税手続を自主的に処理することになります。



### 自主管理において

- ◆倉主は、上記の基本的な考え方に基づいて
  - ・搬出入、取扱い等の貨物管理を適正に行い、それらの事実を迅速かつ的確に記帳することになります。
- ◆税関は、事後又は臨時的において
  - ・倉主が記帳した内容を点検し、
  - ・倉主が 自ら定めたルール に沿った貨物管理状況の的確性を確認します。



**税関と倉主との信頼関係が大事！**

# 1 自主管理と社内管理規定（CP）②

## 社内管理規定（CP：Compliance-Program）

### ● CPの目的

- ・ 保税地域の企業内における**適正な貨物管理体制**を確保
- ・ 関税法その他関係法令に規定する税関手続きの**適正な履行**を確保





# 1 自主管理と社内管理規定（CP）③

門司



保税

## 総合責任者

倉主等が行うべき業務について、**総合的**に管理し、監督し、責任を負う者を定める。

## 貨物管理責任者

倉主等の基本的作業である貨物の搬出入に係わる**確実な記帳**のほか、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階での貨物の数量、態様等の**把握、管理**を行う責任者を定める。

## 顧客（荷主）責任者

保税地域を利用する顧客（荷主）について、その**資質や経営状態等を把握し管理**する責任者を定める。

## 委託関係責任者

保税地域での業務について、委託業務を行っている場合は、委託企業従業員の**資質**の把握、**適切な指揮監督**の徹底等の体制を明確にし、責任者を定める。

# 1 自主管理と社内管理規定（CP）④

門司



保税

## 貨物管理・手続体制

- 👉 貨物の搬出入に係わる**保税台帳の確実な記帳**
- 👉 搬入、蔵置、貨物取扱い、搬出の各段階における**管理手続等**についての規定
- 👉 貨物の**保全**
- 👉 税関への**通報**

## 教育・研修

- 👉 社内管理規定の**方針及び手続きの理解**
- 👉 関係法令の**遵守**、税関周知事項の徹底
- 👉 社内管理規定における各人の職務を明確把握させるための**教育、訓練**

## 評価・監査制度

- 👉 保税地域における社内管理規定の諸手続が厳格に遵守・実施されていることを確認するため  
**内部監査人による定期評価、監査の実施**



# 1 自主管理と社内管理規定 (CP) ⑤

門司



保税

## 貨物管理を担保するための規定

### 1 貨物管理者の記帳義務 (関税法第34条の2)

☞貨物管理者は、外国貨物及び輸出しようとする貨物について、**帳簿を設け**、搬出入等の際に、品名、数量等を記載しなければならない。

### 3 保税業務検査、取締り (関税法第105条)

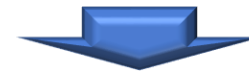
☞適正な貨物管理を確保するために、保税地域の巡回による確認・指導や**定期的**な頻度による立入検査を実施

### 2 被許可者の関税納付義務 (関税法第45条)

☞保税地域にある外国貨物が亡失又は滅却された場合には、被許可者に対して、**関税の納付義務**が課せられる。また、外国貨物が亡失した場合は、その旨を税関に**届け出なければならない**。

### 4 保税蔵置場の許可取消し等 (関税法第48条)

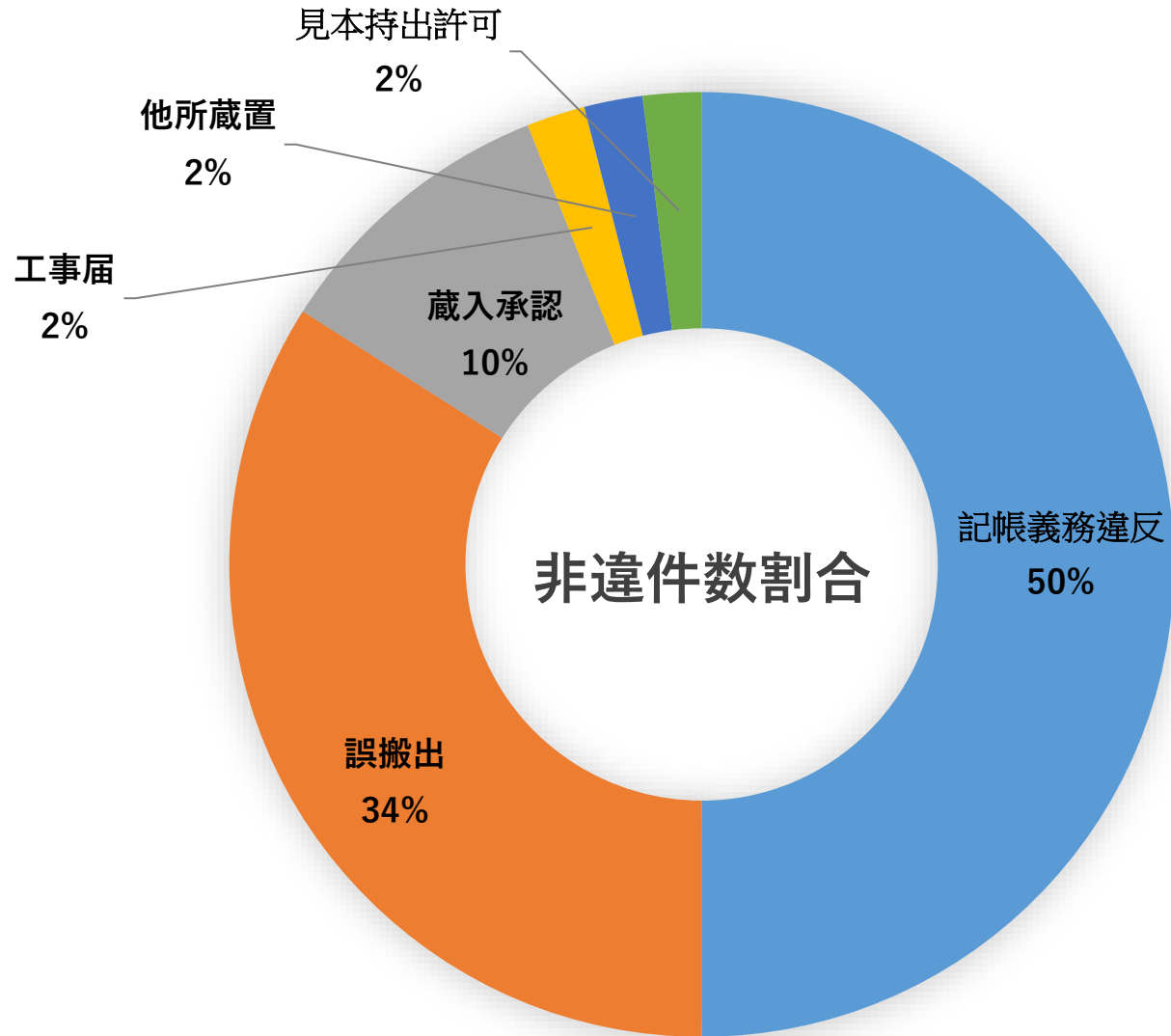
☞被許可者及び役員、その他従業者等が保税業務について関税法に違反したとき、許可要件 (**欠格事由**) に該当したときは、保税蔵置場の許可の取消し等の処分が可能



処分基準(関税法基本通達48-1)に基づき、搬入停止又は許可取消し処分を決定!

- 1 自主管理と社内管理規定（CP）
- 2 保税地域における非違状況等**
- 3 非違に係る処分規定と処分点数の算出事例
- 4 適正な貨物管理のために
- 5 本日のまとめ

## 2 保税地域における非違状況等①



2024年における非違状況（全国分）

非違態様	件数
記帳義務違反	20
誤搬出	14
蔵入承認	4
工事届	1
他所蔵置	1
見本持出許可	1
<b>総計</b>	<b>41</b>

## 2 保税地域における非違状況等②



### 非違事例① 記帳義務違反

態様	内容
記帳義務違反	棚卸作業を行ったところ、輸入許可未済貨物を搬出していたことが判明した。搬出時に輸入許可書を確認していなかったことに起因する。また、当該申し出の他、内容点検の記帳を怠っていた事実も判明した。

この非違事例にあるようにCPの規定どおりにしないと事故が発生する可能性が高くなります。

CPは自社保税地域における外国貨物の取扱いを定めた大原則です。

また、定期的にCPが自社保税地域の貨物取扱いの作業手順に合っているかを確認・見直しするとともに保税業務担当職員全員がCPの内容を熟知している必要があります。



- ① 事故を発生させないためにCPが自社保税地域の貨物取扱いの作業手順に合っているか定期的に確認・見直しを行いましょう。
- ② CPを自社保税地域における保税業務担当者全員に周知する。
- ③ また、貨物管理責任者や保税担当者の作業を統一するため、誰でも作業内容がわかる作業手順書の作成が有効です。

## 2 保税地域における非違状況等③

### 非違事例② 記帳義務違反

態様	内容
記帳義務違反	新規担当者が、NACCSの民間管理資料の取得は1年後に行えば良いとの引継ぎを受け、長期間にわたり当該資料の取得が行われず、責任者による確認もされていなかった。管轄税関の税関検査の通知を受け、当該社が確認を行い発見に至った。

NACCS配信の民間管理資料を取得することで保税台帳としている保税地域は、管理資料の取得を忘れると、その期間の貨物について、未記帳となる恐れがあります。保税台帳として必要な民間管理資料名、配信日を担当者はきちんと把握しておくとともに、担当者が不在となった場合にも他の作業者が同様に作業できるよう業務手順書の作成が重要となります。



Point!

人事異動による担当者間での引継ぎにおいては、

- ①口頭引継ぎではなく、業務手順書による引継ぎ
- ②保税台帳の必要性等、保税業務に対する認識をきちんと後任者に伝達する。
- ③民間管理資料の取得に際し、取得の確認をダブルチェックする。

といった対応により発生を防ぐことが可能です。また、担当者が長期不在となった場合でも同様に作業が出来るよう業務手順書の作成が重要となります。

## 2 保税地域における非違状況等④

### 非違事例③ 積み残し及び誤搬出

態様	内容
積み残し及び誤搬出	現場責任者は、通関業者から、輸出申告前貨物の一部が航空貨物での輸出となったことから抜き取るよう連絡を受けた。現場責任者は担当者に対し、抜き取るべき貨物を指示したが、指示が不明確であったことから、担当者は指示のあった貨物と他の貨物と取り違えて抜き取ったため、積み残し及び誤搬出となった。

この非違事例は、連絡を受けた現場責任者と担当者間で意思疎通が上手くいかなかったため発生しました。口頭による伝達方法だけでは聞き間違い等あるかもしれません。また、忙しいと現場責任者に聞き返すことが出来ないかもしれません。

保税担当者と保税担当者、保税担当者及各責任者との連絡体制の構築は適正な貨物管理を行う上で非常に重要です。



**Point!**

適正な貨物管理を実施するためには、保税担当者と保税担当者、また、保税担当者及各責任者との連絡体制がきちんと構築されている必要があります。

例えば、口頭での伝達の他に指示を記載したメモも渡す。必要に応じて責任者が指示した作業後、ダブルチェックを行う等相互の連絡体制の構築を図るようにして下さい。



## 2 保税地域における非違状況等⑤



### 非違事例④ 収容能力増減等の届出義務違反及び記帳義務違反

態様	内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・収容能力の増減等の届出義務違反</li> <li>・記帳義務違反</li> </ul>	<p>保税業務検査において、保税地域の一部を賃貸借契約により他社に貸し出し、減坪届の提出を怠った。</p> <p>また、インボイスに記載のない貨物について記帳を怠ったことによる。</p>

保税地域において、許可申請書類や増減坪届等に基づき外国貨物の蔵置出来る保税エリアが決められております。

保税エリアは外国貨物を取扱う区域として税関が認めているエリアですので、この非違事例のように第三者に内国貨物であろうと貨物を取扱う場所として認めている場所ではありません。

また、搬入時、インボイスに記載のない貨物は、数量オーバーできちんと搬入を取り、不明な貨物については荷主等にきちんと確認することが重要です。



**Point!**

- ①税関に届出ている保税エリアを常に把握し、保税エリアに変更が発生する場合は**事前に**保税部門に相談する。
- ②インボイスに記載のない貨物は数量オーバーで搬入し、詳細不明な貨物であれば荷主等にきちんと確認を取る。

## 2 保税地域における非違状況等⑥



### 非違事例⑤ 収容能力増減等の届出義務違反

態様	内容
収容能力の増減等の届出義務違反	保税蔵置場A社が旧知のB社役員からの依頼により保税地域の一部について賃貸契約を締結。賃貸された場所に内国貨物のみならず外国貨物を搬出入していたにもかかわらず、貨物管理について、A社の担当者は関与せず、B社の従業員が行っていたことが判明。自社の貨物管理にかかる社内規定を遵守せず、賃貸場所の減坪届の届出を怠った。

この非違事例にあるように保税エリアの一部を賃貸すると、外国貨物を取扱うことが出来ないB社社員がA社の保税エリアに自由に立ち入り出来る状態となり、外国貨物の保全体制が不十分となります。保税地域の許可基準にある通り、倉主は保税地域における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適正な保全を図る必要があります。

**Point!**



- ①保税地域の責任者及び保税担当者の全員が、「保税地域は、外国貨物を取扱う特別な場所であり、貨物管理には重責が生じている。」ことをきちんと意識してることが、適正な貨物管理の始めの一步。
- ②保税貨物の保全に影響があるか判断が難しい場合は、お気軽に管轄の保税部門へご相談下さい。

## 2 保税地域における非違状況等⑦

### 非違事例⑥ 収容能力増減等の届出義務違反

態様	内容
収容能力の増減等の届出義務違反	保税地域内の撤去工事を何ら税関に連絡することなく行った。保税担当者が、当該工事に係る税関手続きは不要であると考えた税関手続きに関する知識の欠乏、認識誤りが原因である。

この非違事例は、保税担当者が保税地域における税関手続きを正しく把握していなかったことから非違が発生しました。

保税エリア内で工事を行なう場合、工事期間中は保税エリアが減少することが見込まれます。また、工事期間中、工事関係者等が保税エリアに立入ることから外国貨物の保全体制についても注意する必要があります。



**Point!**



- ① 自社保税地域内で工事を行う際には、保税エリアの増減があるか確認し、事前に管轄の保税部門へ「工事届・貨物の収容能力増減等の届」を提出する。
- ② **責任者、保税担当者を含めた保税業務に係る研修を定期的**に実施する。

## 2 保税地域における非違状況等⑧

### 保税地域における工事の際の手続きについて

#### 【保税蔵置場等】

##### ●届出が**必要な**工事の例

##### ①外国貨物等の管理、保管に関する設備を変更する工事

(具体例)

- ・タンクの設置、移設、撤去工事
- ・ラックや什器の設置、移設、撤去工事
- ・保冷設備や定温設備の設置、移設、撤去工事
- ・荷役機械の設置、移設、撤去工事
- ・上記の工事が付随的に発生する耐震工事や補強工事、配管工事等

##### ②外国貨物等の保全のための措置の内容を変更する工事

(具体例)

- ・保税蔵置場等のフェンス、障壁、照明装置の設置、移設、撤去工事
- ・保税蔵置場等の出入口、窓、その他侵入が可能な部分に対する施錠その他の措置（監視カメラ、その他の機械警備を含む。）の実施、変更に係る工事、撤去工事
- ・保税蔵置場等の門扉、シャッターの更新工事

##### ③保税蔵置場等の面積に変更を生じる工事

## 2 保税地域における非違状況等⑨

### 保税地域における工事の際の手続きについて

#### 【保税蔵置場等】

##### ●届出が**不要な**工事の例

##### ①塗装、ライン引き、屋根・壁面等の補修

(具体例)

- ・ 壁面の塗装、摩耗したラインの引き直し
- ・ 雨漏りが発生した屋根及び庇(ひさし)の補修

##### ②設備の維持管理のための保守点検

(具体例)

- ・ 保税蔵置場等に設置された設備（エレベーターや配電盤、消防設備等）の定期点検

##### ③機器の交換

(具体例)

- ・ 蛍光灯、電球等の消耗品の交換
- ・ 故障した設備の部品交換作業

##### ④その他現状の変更が軽微な工事

(具体例)

- ・ 衝立、間仕切り及び装飾品等の設置、移設、撤去

※外国貨物とそれ以外を完全に区分けしている場合等、その設置・撤去等が貨物の管理・保管や保全措置の内容に変更を生じるものである場合は、**届出が必要**となります。

### 保税地域における工事の際の手続きについて

#### 【指定保税地域】

#### ●届出が**必要な**工事の例

(具体例)

- 岸壁の新設、改良（耐震補強工事を含む。）、撤去工事
- 埠頭の埋め立て、土壌掘削工事、地盤改良工事（調査工事を含む。）
- ガントリークレーンその他荷役機械の設置、移設、撤去工事
- 上屋、タンク、フェンス、ゲート、照明装置の設置、移設、撤去工事

### 保税地域における工事の際の手続きについて

#### 【指定保税地域】

#### ●届出が**不要な**工事の例

##### ①塗装、ライン引き、道路や岸壁等の補修

(具体例)

- ・ 防舷材の補修・補強工事
- ・ 摩耗したラインの引き直し

##### ②上屋や倉庫における屋根・壁面等の補修

(具体例)

- ・ 雨漏りが発生した屋根及び庇(ひさし)を補修する工事
- ・ 壁面の塗装

##### ③設備の維持管理のための保守点検

(具体例)

- ・ 指定保税地域内に設置された設備（エレベーターや配電盤、消防設備等）の定期点検

##### ④機器の交換

(具体例)

- ・ 蛍光灯、電球等の消耗品の交換
- ・ 故障した設備の部品交換作業

- 1 自主管理と社内管理規定（CP）
- 2 保税地域における非違状況等
- 3 非違に係る処分規定と処分点数の算出事例**
- 4 適正な貨物管理のために
- 5 本日のまとめ



# 3 非違に係る処分規定と処分点数の算出事例①

門司



保税

## 保税蔵置場の処分

※補足

- 👉 **非違とは**・・・法令の規定に違反する行為  
(基本通達48-1 (1) イより)
- 👉 保税工場の処分・・・関税法第61条の4 (規定の準用)
- 👉 指定保税地域の処分・・・関税法第41条の2 (搬入停止)

### 👉 関税法第48条

税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、期間を指定して外国貨物又は輸出しようとする貨物を保税蔵置場に入れることを停止させ、又は保税蔵置場の許可を取り消すことができる。

① 被許可者、役員及びその他の従業者等が保税蔵置場の業務についてこの法律の規定に違反したとき (1号処分)

② 被許可者が許可要件(法43条第2号から10号)に該当することとなったとき (2号処分)

# 3 非違に係る処分規定と処分点数の算出事例②



## 関税法第43条（許可の要件）の概略（2号処分）

- 第 2 号 : 申請者が関税法の規定に違反して刑に処せられ、又は通告処分を受けた場合
- 第 3 号 : 申請者が関税法以外の法令の規定に違反して、禁錮以上の刑に処せられた場合
- 第 4 号 : 申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等の規定に違反して、罰金刑を受けた場合
- 第 5 号 : 申請者が暴力団員等である場合
- 第 6 号 : 申請者が前各号のいずれかに該当する者を役員とする法人である場合又はこれらの者を代理人、支配人その他の主要な従業者として使用する者である場合
- 第 7 号 : 申請者が暴力団員等により事業活動を支配されている者である場合
- 第 8 号 : 申請者の資力が薄弱、保税蔵置場の業務を行う十分な能力がないと認められる場合
- 第 9 号 : 申請された場所の位置又は設備が保税蔵置場として不適當であると認められる場合
- 第 10 号 : 保税蔵置場として利用見込み又は価値が少ないと認められる場合

# 3 非違に係る処分規定と処分点数の算出事例③



保税蔵置場に対する関税法第48条第1項第1号に基づく処分 **(1号処分：関税法に違反した場合)**

**基礎点数** + **加算点数** - **減算点数** = **合計点数**

別表1 (非違の態様)  
(基礎点数10件まで毎に)

1. 許可・承認等	3点
2. 届出・報告等・記帳	2点

別表2 (加算要件)

① 関与者

- ・被許可者(役員) 30点
- ・代理人、支配人、主要従業者 10点

減算要件 (できる)

申し出	1/2
再発防止策	10点限度

③ 非違実績 (過去3年)

最後の非違から	
1年以内	10点
1年超2年以内	7点
2年超3年以内	5点

② 処分実績 (過去3年)

通知日以降	別表1算出点数
処分末日まで	×2+10点
1年以内	×1.5+10点
1年超2年以内	×1+10点
2年超3年以内	×0.5+10点

11点以上	10点を超える1点につき1日の「搬入停止」
60点以上	税関長が許可の取消しもやむを得ないと判断した場合は「許可取消し」
100点以上	原則「許可取消し」

加算要素

非違が故意 (関税等ほ脱目的等)	20点 (40点)
------------------	-----------

# 3 非違に係る処分規定と処分点数の算出事例④

門司



保税

## 処分点数の算出事例① 【非違について税関から指摘された場合】

事例: 保税台帳の未記帳 185件

⇒ 保税業務検査で指摘され、直ちに改善策を講じた。

(イ) 関税基本通達48-1 別表1 2. ②

指定保税地域、保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域において管理する外国貨物等に係る記帳を怠り、又は虚偽の記帳等を行うこと。

⇒ 基礎点数  $2点 \times 19 = 38点$  ( $185 \div 10 \Rightarrow 19$ ) ※基礎点数は10件まで毎に。

(ロ) 関税基本通達48-1 別表2 加算点数表①、②、③該当なし

⇒ 加算なし

(ハ) 税関が行う業務検査により非違が発覚した場合

⇒ 減算なし

(ニ) 再発防止に向けた方策が講じられた場合

⇒ 減算有 改善策: ▲10点

**処分点数  $38 - 10 = 28$ 点付与(18日の搬入停止)**

# 3 非違に係る処分規定と処分点数の算出事例⑤

門司



保税

## 処分点数の算出事例②

### 【非違について自ら申し出た場合】

事例：保税台帳の未記帳 185件

⇒自主点検で発見、税関にその旨を申し出、直ちに改善策を講じた。

(イ)関税基本通達48-1 別表1 2. ②

指定保税地域、保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域において管理する外国貨物等に係る記帳を怠り、又は虚偽の記帳等をする事。

⇒基礎点数  $2点 \times 19 = 38点$  ( $185 \div 10 \Rightarrow 19$ ) ※基礎点数は10件まで毎に。

(ロ)関税基本通達48-1 別表2 加算点数表①、②、③該当なし

⇒加算なし

(ハ)税関が行う業務検査により非違が発覚した場合

⇒申し出による減算：▲ $1/2$  ( $38点 \div 2 = 19点$ )

(ニ)再発防止に向けた方策が講じられた場合

⇒減算有 改善策：▲10点

**処分点数  $38 \times 1/2 - 10 = 9点$ 付与(10点以下)**

# 3 非違に係る処分規定と処分点数の算出事例⑥



保税蔵置場に対する法第48条第1項第2号に基づく処分  
 (2号処分：被許可者等が関税法の規定に違反して刑に処せられ又は通告処分を受けた場合)

違反点数 + 加算点数 - 減算点数 = 合計点数

別表3	違反点数	
関税法の罰条	被許可者	役員等
108条4 109条 109条の2 (1項~4項)	120点	70点
110条 111条 (1項~3項) 112条1項	110点	60点

別表2 (加算要件)	
② 処分実績 (過去3年)	
通知日以降	別表3算出点数
処分末日まで	×2+10点
1年以内	×1.5+10点
1年超2年以内	×1+10点
2年超3年以内	×0.5+10点

減算要件 (できる)	
申し出	1/2
再発防止策	10点限度

116条 117条	処罰の根拠となつた罰条の点数
--------------	----------------

11点以上	10点を超える1点につき1日の「搬入停止」
60点以上	税関長が許可の取消しもやむを得ないと判断した場合は「許可取消し」
100点以上	原則「許可取消し」

- 1 自主管理と社内管理規定（CP）
- 2 保税地域における非違状況等
- 3 非違に係る処分規定と処分点数の算出事例
- 4 適正な貨物管理のために**
- 5 本日のまとめ

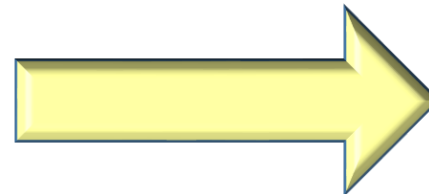


# 4 適正な貨物管理のために①



適正な貨物管理のための望ましい管理体制

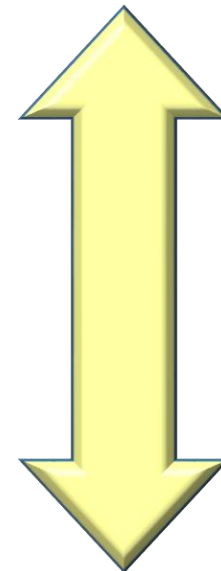
内部監査人からの牽制



管理・監督者の  
独立性の確保

👉 監査結果を踏まえた改善措置要求

各々が求められる役割を適切  
に果たすことで適正な貨物管  
理を行なうことができます！



👉 報告、連絡、相談

👉 貨物管理体制の維持・向上

👉 研修・教育の実施

実務担当者による  
相互確認体制の確立



# 4 適正な貨物管理のために②



## 社内教育の重要性

- 保税業務を適切に行ううえて、社内教育は大変重要
- 被許可者の役員、従業者のみならず、業務委託先の役員、従業員に対しても同等の教育を行うことが重要
- 定期的に社内教育を実施することで、個人や部門単位はもちろん、社としても意識向上が図られることで、非違等を未然に防ぐ

社内教育を疎かにすると…

☞ 保税業務の認識が希薄 ⇒ 適正な貨物管理の履行に影響



## 社内管理規定の整備(関税法基本通達34の2-9)

### (6) 教育訓練についての体制の整備

倉主等が法人である場合は、当該法人におけるすべての役員及び従業員に対して、社内管理規定の方針及び手続きを理解させ、関係法令の遵守、税関周知事項の徹底、社内管理規定における各人職務を明確に把握させるための教育、訓練について体制を整備する。

また、倉主等が保税業務を他の者に委託している場合は、受託企業の役員及び従業員に対しても上記に準じた教育、訓練を行う体制を整備する。

## 4 適正な貨物管理のために③

### 社内教育を実施するにあたって

社内教育は、勉強会を実施したり、講習会に参加する等、さまざまな方法がありますが、各事業者において、有効な教育訓練を計画的に実施願います。

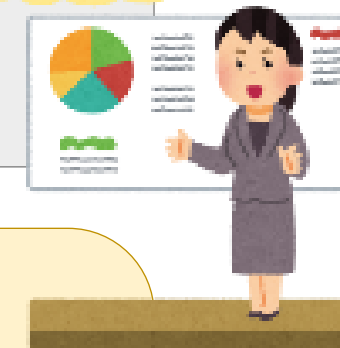
#### ★保税制度や法令関係ならば…

- 👉 研修会等に参加し、社内で二次研修を実施する。
- 👉 関連資料を活用する。

これまで社内において入手している関連資料等を活用して研修を行う。

※なお、税関や関税協会保税部会から周知事項があれば、必ず社内周知してください。

講習会



#### ★日常業務に関することであれば…

- 👉 始業時や定例のミーティングなどを活用して、情報共有する。

⇒ヒヤリとした事例が起こったとき

当事者だけが「助かった…」で済ますのではなく、ミーティング等で注意喚起するなどして、共通認識を持ちましょう。

⇒対処法などを税関やNACCSセンターに相談したとき

些細な相談であっても、記録として残したり、ミーティング等で周知しましょう。

※CPの手順書に加え、相談や対処事例等のハンドブックを作るなどもひとつの方法です。

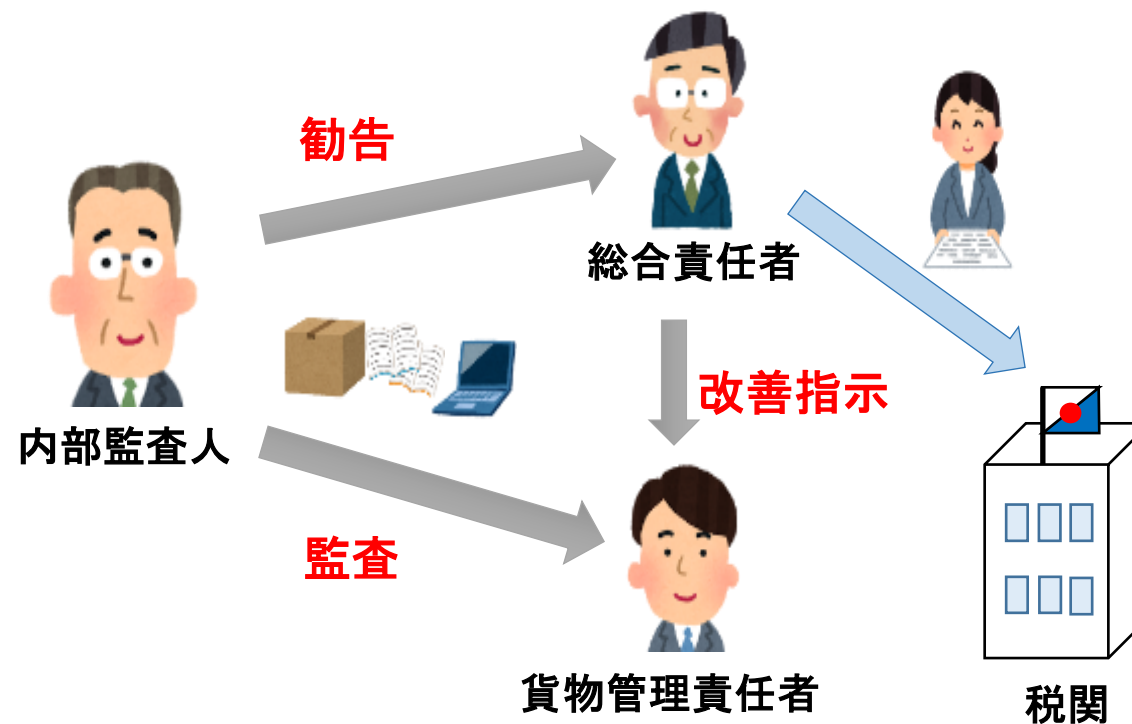
## 4 適正な貨物管理のために④

### 内部監査の必要性

被許可者の従業員ではあるが、主要な従業者（総合責任者・貨物管理責任者等）とは別であるべき。

内部監査人は、

- 会社法でいう「監査役」等である必要はないが、
- 十分な保税業務の知識を有し、公正かつ客観的に職責を果たせることが求められます。



### 社内管理規定の整備（関税法基本通達 3 4 の 2 - 9）

#### (7) 評価・監査制度の整備

蔵置場等会社における社内管理規定の諸手続が厳格に遵守され、かつ、実施されていることを確認するため、内部監査人による定期的な評価・監査制度を制定し、社内管理規定の実効性の評価改善のための勧告を行う体制を整備する。なお、内部監査人による評価・監査は、原則として毎年実施し、当該評価・監査の都度、その結果を税関に提出する。



# 4 適正な貨物管理のために⑤



## 内部監査で期待される効果

非違等の防止

非違発生原因として、CPの遵守が徹底されていないことが多い。非違が発生する前に、内部監査で改善点を見つけ、改善に取り組むことが重要！

非違等の早期発見

万が一内部監査で非違事実が発覚した場合、自ら税関にその事実を申し出ること、税関が保税業務検査等で非違があった事実を発見した場合と比べて、処分の基準となる「処分点数」が軽くなる（合計点数から1/2の減算）場合があります。

また、早期の発見により改善策が講じやすくなるほか、改善策を速やかに実行することで、処分の基準となる「処分点数」がさらに軽くなる場合（合計点数から10点を限度に減算）があります。

内部監査人のみなさまへ



企業のシステムが健全に機能しているかを管理・コントロールすることは、健全な経営を確保するうえで重要な鍵となるコーポレートガバナンス（企業統治）において非常に重要です。

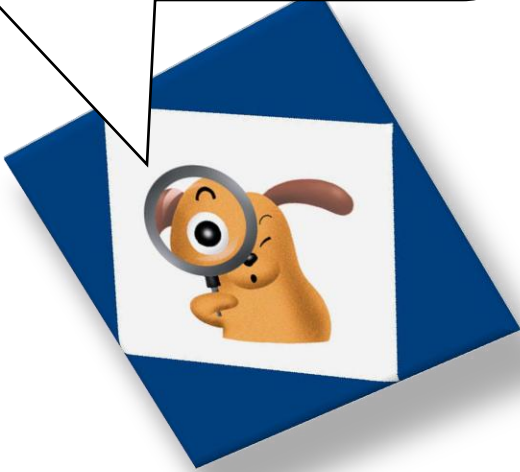
形式的なものではなく、必ず実態を確認し、内容のある監査をお願いいたします。

# 4 適正な貨物管理のために⑥

## 貨物管理における留意すべき事項

区分	留意すべき事項
搬入関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 貨物搬入時、貨物管理担当者の立会い</li> <li>* 到着リマーク（貨物の過不足等）の記帳</li> <li>* 保税台帳、タリーシート、NACCSの搬入情報等の関係書類と貨物との十分な対査（貨物の誤った搬入防止）</li> </ul>
蔵置関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 貨物取扱の内容（内容点検、改装仕分、マーキング等）の記帳</li> <li>* 検査指定票への到着年月日・確認印の押印漏れ</li> <li>* 保税地域の境界線を明確にする（線引き、保税エリアの表示）</li> <li>* 差し札等で外国貨物と判別出来るように確実な表示</li> </ul>
見本持出し	<ul style="list-style-type: none"> <li>* MHO登録可能期間内であったが、輸入許可済で貨物情報が削除されたため登録が不可となり、未記帳（可能な限り早い段階で入力）</li> <li>* MHO未送信による未記帳</li> </ul>
保税台帳関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 関係帳票の確実な保管</li> <li>* NACCSの民間管理資料を保税台帳（CSV方式）とした場合、CSVデータの取得漏れ</li> </ul>
搬出関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 輸出しようとする貨物の輸入取止めによる内貨引取年月日の記帳</li> <li>* 古包装材廃棄時、古包装材引取願書の税関への事前提出</li> <li>* 貨物搬出時、貨物管理担当者の立会い</li> <li>* 保税台帳、輸出許可書、NACCSの輸出許可通知書等の関係書類と貨物との十分な対査（貨物の誤った搬出防止）</li> </ul>

左の表は、留意すべき事項をまとめたものです。  
 ★ダブルチェックの実施  
 ★担当者への意識付け等対策を講じておきましょう。



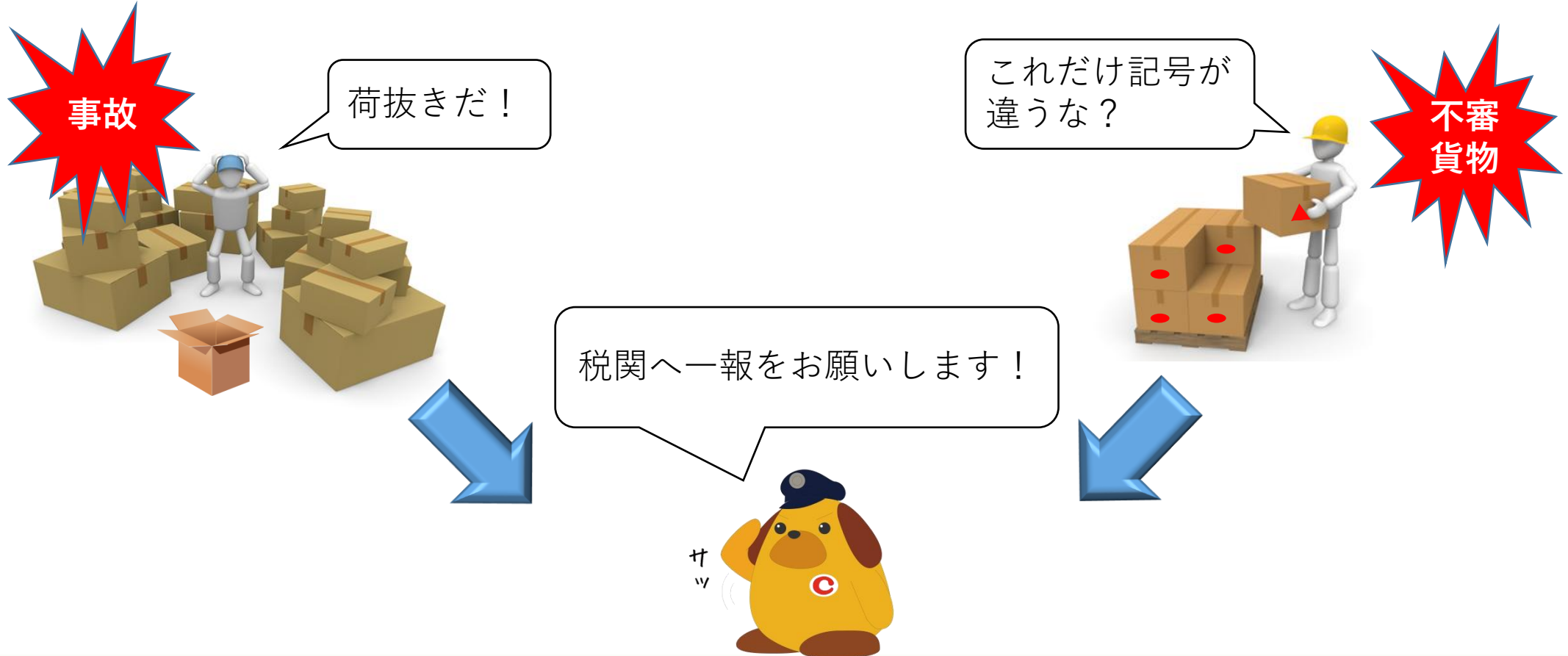


# 4 適正な貨物管理のために⑦



## 税関への通報体制

もし、事故が発生した場合や保税地域内で不審な貨物を発見した場合等、管轄の保税部門へ一報する体制を構築し、各責任者と担当者に周知されているか確認し、徹底していただくようお願い致します。



- 1 自主管理と社内管理規定（CP）
- 2 保税地域における非違状況等
- 3 非違に係る処分規定と処分点数の算出事例
- 4 適正な貨物管理のために
- 5 本日のまとめ**



# 5 本日のまとめ

## 1 自主管理と社内管理規定(CP)

**自主管理は税関と倉主との信頼関係が大事！**

- ☞ 責任を自覚し、ルールに従い、保税手続きを自主的に処理 → 貨物管理を適正に行い、それらの事実を迅速かつ的確に記帳！
- ☞ 社内管理規定(CP) ①貨物管理・手続体制 ②教育・訓練 ③評価・監査制度 → CPが現状に即しているか確認、見直し！
- ☞ 貨物管理を担保するための規定 ①記帳義務 ②倉主責任 ③保税業務検査・取締り ④許可取消し等

## 2 保税地域における非違状況等

**全国で類似の非違が毎年繰り返されています！**

- ☞ 記帳義務違反、誤搬出、その他 → 確認不足 → 社内管理規則(CP)の遵守 → 基本動作の徹底を！
- ☞ 申し出 → 内部監査や点検でミスを発見 → 自ら申し出ることによって1/2減算、直ちに改善策を講じて10点減算も！
- ☞ 非違を繰り返さない → 前回の非違から3年以内は加算！

## 3 非違に係る処分規定と処分点数の算出事例

**処分点数が一定数を超えた場合、期間を指定して貨物の搬入を停止させる等の処分あり！**

## 4 適正な貨物管理のために

**管理者、実務担当者、内部監査人 求められる役割を適切に果たすことで適正な貨物管理を行なうことが出来る！**

- ☞ 教育訓練 → 被許可者の役員、従業員のみならず、業務委託先の役員、従業員に対して！ 定期的に！
- ☞ 内部監査 → 形式的なものではなく、必ず実態を確認し、内容のある監査を！
- ☞ 通報体制 → 事故、不審な貨物など 速やかに通報！